

スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に対する二国間無償資金協力に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年七月二十九日

白 眞 勲

参議院議長 千 景殿

C

C

スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に対する二国間無償資金協力に関する質問主意書

昨年十二月、スマトラ島沖大地震及びインド洋津波が発生した。この地震及び津波による甚大な被害を受けた各国に対し、世界各国は資金を拠出しており、日本もインドネシア等に対し二四六億円の二国間無償資金協力を実施した。

この無償資金協力による資金が、被災した人々の救済のために的確に使われているかを確認するため、このうち一四六億円が提供されたインドネシアの状況について、以下質問する。

一 無償資金協力の実施の枠組みと金額の決定根拠について

1 今回のインドネシアに対する二国間無償資金協力（以下「本無償資金協力」という。）は、どのような政府開発援助制度の枠組みにおいて実施されたものであるのか。その法的根拠があれば併せて示されたい。

2 本無償資金協力による資金（以下「本資金」という。）の一四六億円という金額を決定した根拠について、具体的な裏付けデータを挙げて示されたい。

二 本資金の受領者及び使途について

1 本資金のインドネシア側の受領者及びそれぞれへの支払日をすべて示されたい。本来の受領者の委託又は代理を受けて受領している者がある場合には、その者についても同様に示されたい。

2 1で示した各受領者が所有している本年六月末現在の本資金の残高をそれぞれ示されたい。

3 1で示した各受領者が本資金から支出した案件（必要額の一部のみを支出したものも含む。）について、支払先、支払金額及び具体的な使途をすべて示されたい。

三 日本・インドネシア両国関係機関の関与について

本無償資金協力には、財団法人日本国際協力システム（JICS）、独立行政法人国際協力機構（JICA）、インドネシア災害復興庁（BAPEL）及びインドネシア開発企画庁（BAPPENAS）が関与しているのか。関与している場合、それらの機関がお互いどのように関連し合っているかも示されたい。

四 本無償資金協力に基づく事業の実施について

1 本無償資金協力に基づく事業に関与する業者は、入札により選定されているのか示されたい。

2 入札が行われている場合、どの機関が入札を実施したのか、入札公告から業者選定までの経過と併せ

て示されたい。また、入札が行われていない場合、どのような方法によって業者を選定しているのか、その経過と併せて示されたい。

3 JICSとJICAは、この入札に関与しているのか。関与している場合には、その法的根拠を示されたい。

右質問する。

